別表第四十五中「第八条第三項関係」を「第八条第四項関係」に改め、同表を別表第四十九とし、別表第三十九から別表第四十四までを別表第四十一から別表第四十七までとし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十八（第八条第三項関係）〔平成28年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成26年	
		4月	10月
平成26年	4月	400円	—円
	5月	800	—
	6月	1,190	—
	7月	1,590	—
	8月	1,980	—
	9月	2,370	—
	10月	2,760	400
	11月	3,150	800
	12月	3,540	1,190
平成27年	1月	3,930	1,590
	2月	4,310	1,980
	3月	4,700	—
	4月	5,080	—
	5月	5,460	—
	6月	5,850	—
	7月	6,230	—
	8月	6,600	—
	9月	6,980	—
	10月	7,360	—
	11月	7,730	—
	12月	8,100	—
平成28年	1月	8,480	—
	2月	8,850	—

別表第三十八中「第七条第三項関係」を「第七条第四項関係」に改め、同表を別表第四十一とし、別表第三十から別表第三十七までを別表第三十一から別表第三十九までとし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十（第七条第三項関係）〔平成28年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成26年	
		4月	10月
平成26年	4月	15,200円	—円
	5月	30,350	—
	6月	45,450	—
	7月	60,500	—
	8月	75,510	—
	9月	90,460	—
	10月	105,370	15,200
	11月	120,220	30,350
	12月	135,030	45,450
平成27年	1月	149,790	60,500
	2月	164,500	75,510
	3月	179,160	—
	4月	194,110	—
	5月	209,000	—
	6月	223,840	—
	7月	238,640	—
	8月	253,390	—
	9月	268,090	—
	10月	282,740	—
	11月	297,340	—
	12月	311,900	—
平成28年	1月	326,400	—
	2月	340,870	—